

# ○東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則

(昭和 62 年 4 月 1 日公告第 12 号)

## 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則

### 目 次

第 1 編 総 則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 編 旅客営業

    第 1 章 通 則 (第 9 条—第 11 条)

    第 2 章 乗車券類の発売

        第 1 節 通 則 (第 12 条—第 15 条)

        第 2 節 普通乗車券の発売 (第 16 条—第 23 条)

        第 3 節 定期乗車券の発売 (第 24 条—第 28 条)

        第 4 節 団体乗車券の発売 (第 29 条・第 30 条)

        第 5 節 急行券の発売 (第 31 条—第 34 条)

        第 6 節 特別車両券の発売 (第 35 条・第 36 条)

        第 7 節 座席指定券の発売 (第 37 条—第 39 条)

        第 8 節 指定券の関連発売 (第 40 条)

    第 3 章 旅客運賃・料金

        第 1 節 通 則 (第 41 条—第 45 条)

        第 2 節 普通旅客運賃 (第 46 条—第 57 条)

        第 3 節 定期旅客運賃 (第 58 条—第 62 条)

        第 4 節 団体旅客運賃 (第 63 条—第 65 条)

        第 5 節 急行料金 (第 66 条・第 67 条)

        第 6 節 特別車両料金 (第 68 条—第 70 条)

        第 7 節 座席指定料金 (第 71 条—第 73 条)

        第 8 節 割引の料金 (第 74 条)

    第 4 章 乗車券類の効力

        第 1 節 乗車券の効力 (第 75 条—第 79 条)

        第 2 節 特別車両券の効力 (第 80 条)

    第 5 章 乗車券類の様式

        第 1 節 通 則 (第 81 条—第 83 条)

        第 2 節 乗車券類の様式 (第 84 条)

        第 3 節 特別補充券の様式 (第 85 条・第 86 条)

    第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し (第 87 条)



- (4) 「地方交通線」とは、旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号）第3条第1号の4に定める旅客会社線をいう。
- (5) 「幹線」とは、地方交通線以外の旅客会社線をいう。
- (6) 「連絡会社」とは、連絡運輸の取扱いを行う旅客会社以外の運輸機関をいう。
- (7) 「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路及び自動車線をいう。
- (8) 「鉄道」とは、旅客会社の経営する鉄道並びに連絡会社の経営する鉄道・軌道及び索道をいう。
- (9) 「航路」とは、連絡会社の経営する航路をいう。
- (10) 「自動車線」とは、連絡会社の経営する自動車線をいう。
- (11) 「JR自動車線」とは、連絡会社の経営する自動車線のうち、西日本ジェイアールバス株式会社及びJR九州バス株式会社の経営する自動車線をいう。
- (12) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場・自動車営業所又は取扱所をいう。
- (13) 「列車等」とは、旅客の運送を行う列車、汽船又は自動車をいう。
- (14) 「旅客規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。
- (15) 「急行列車」とは、特別急行列車及び普通急行列車をいう。
- (16) 「普通列車」とは、急行列車以外の列車をいう。
- (17) 「旅客車」とは、旅客の運送に供する客車、電車及び気動車をいう。
- (18) 「特別車両」とは、旅客車のうち、特別の設備をした座席車であって、第9条の規定による表示をしたものをいう。
- (19) 「乗車券」とは、乗車券及び乗車船券をいう。
- (20) 「乗車券類」とは、乗車券、急行券、特別車両券及び座席指定券をいう。
- (21) 「指定券」とは、乗車日、乗車列車を指定して発売する急行券（以下「指定急行券」という。）、特別車両券（以下「指定特別車両券」という。）及び座席指定券をいう。
- (21)の2 「未指定特急券」とは、指定急行券のうち、旅客（団体旅客又は貸切旅客を除く。）が希望する場合に乗車日、有効区間及び全車両指定制の1個以上の特別急行列車（以下「列車群」という。）を指定し、座席の使用を条件としないで発売する特別急行券をいう。
- (22) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。

（旅客の運送等の制限又は停止）

第4条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類の発売駅・発売枚数・発売時間若しくは発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車船区間・乗車船経路・乗車船方法又は乗車船する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目若しくは持込区間又は持込列車等の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第5条 列車等の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券、急行券、特別車両券若しくは座席指定券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間にに対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車等の運行が不能となった場合であっても、運輸機関が連絡の措置をして、その旨関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(注) 第1項の「通過」には、不通区間の一部を通過する場合も含む。

(キロ程のは數計算方)

第6条 キロ程を計算する場合、関係運輸機関のキロ程（旅客会社のキロ程は通算したキロ程。以下同じ。）に1キロメートル未満のは数があるときは、旅客会社と各連絡会社ごとに、これを1キロメートルに切り上げる。

第7条 削除

(準用規定)

第8条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、第9条、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。

(注1) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第4条 運賃・料金前払の原則

第5条 契約の成立時期及び適用規定

第9条 期間の計算方

第10条 乗車券類等に対する証明

第11条 旅客等の提出する書類

(注2) 旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、旅客会社線の駅において旅客会社線発となる乗車券類への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限って、連絡運輸に適用することができる。

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

(急行料金等を收受する列車の施設の表示)

第9条 急行料金を收受する列車並びに特別車両料金及び座席指定料金を收受する施設については、その車両の入口等旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入及び所持)

第10条 列車等に乗車船する旅客は、その乗車船する車両又は船室に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、急行列車に乗車する場合、列車の特別の施設を使用する場合又は列車の指定席を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

- (1) 急行列車に乗車するときは、急行券
- (2) 特別車両に乗車するときは、特別車両券
- (3) 運輸機関が特に指定席（特別急行列車の指定席又は普通急行列車の特別車両の指定席を除く。）として定めた列車の座席を使用するときは、座席指定券

3 前各項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車船した旅客は、列車等に乗車船後において、直ちに相当の乗車券類を購入しなければならない。

(キロ程)

第11条 旅客運賃・料金その他旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、特に定めのあるものを除き、次の各号による。

- (1) 旅客会社線 旅客規則第14条に規定する営業キロ又は同第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロ
- (2) 連絡会社線 営業キロ程（JR自動車線にあっては営業キロ。以下同じ。）。ただし、旅客運賃計算キロ程の定めあるときはそのキロ程

## 第2章 乗車券類の発売

### 第1節 通 則

#### (乗車券類の種類)

第12条 乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乗車券

- イ 普通乗車券 { 片道乗車券  
往復乗車券  
連続乗車券  
ロ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券  
通学定期乗車券

ハ 団体乗車券

- (2) 急行券 { 特別急行券 { 指定席特急券  
立席特急券  
自由席特急券  
特定特急券  
普通急行券 }
- (3) 特別車両券 { 特別車両券(A) { 指定席特別車両券(A)  
自由席特別車両券(A)  
特別車両券(B) { 指定席特別車両券(B)  
自由席特別車両券(B) }

(4) 座席指定券

#### (乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第13条 乗車券類は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、運輸機関の指定した駅において発売する。

- 2 旅客が係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車船した場合は、前項の規定にかかわらず、普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を当該列車等内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、運輸機関が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売することがある。

#### (乗車券類の発売範囲)

第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。

- 2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。

- (1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合  
(2) 指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合













急行券を発売する。

(1) 特別急行券

イ 指定席特急券

(イ) 特別急行列車に乗車し、指定席を使用する場合に乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、特別車両に乗車する場合は、旅客車及び座席を指定しない。

(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が旅客規則別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車（特別車両を除く。）に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。

ニ 特定特急券

別に定める特別急行列車の特定区間を、特別車両以外の座席車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。

(2) 普通急行券

普通急行列車に乗車する場合に、乗車区間又は有効区間を指定して発売する。

2 西日本旅客鉄道会社線と WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線をまたがり直通運転する特別急行列車であって、その一部区間を普通列車として運転する列車について、当該区間をまたがって乗車する場合は、指定席特急券に限って発売する。

3 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線の特別急行列車と、福知山発着又は福知山経由となる他の特別急行列車を福知山駅で出場しないで乗り継ぎ、京都・綾部間又は新大阪・市島間の各駅と WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

4 I Rいしかわ鉄道株式会社線の特別急行列車と、北陸本線経由となる他の特別急行列車を金沢駅で出場しないで乗り継ぎ、大阪・西金沢間の各駅（大阪・近江塩津間について

ては湖西線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合に限る。) と I R いしかわ鉄道株式会社線内の各駅間又は七尾線内の各駅間を乗車する場合は、またがりの直通運転する特別急行列車に乗車するものとみなして、特別急行券を発売する。ただし、同一の設備を全区間利用する場合に限る。

5 団体旅客に対する急行券は、団体乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第 15 条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。

### 第 32 条 削除

(特定の特別急行券の発売)

第 33 条 第 31 条第 1 項第 1 号の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について、旅客規則第 57 条の 3 の規定が適用となるときは、特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する。

(割引の急行券の発売)

第 33 条の 2 第 31 条第 1 項の規定により特別急行券を発売する場合で、旅客会社線について旅客規則第 57 条の 2 の規定が適用となるとき又は旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の急行券を発売することがある。

(準用規定)

第 34 条 旅客規則第 57 条の 5 の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

### 第 57 条の 5 急行券の特殊発売

#### 第 6 節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第 35 条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間にまたがり直通運転する列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅

- 客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。
- 自由席特別車両券(B)
    - 普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。
- 2 急行列車と普通列車との両種別により運転する列車の急行列車と普通列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、その全区間について1枚の特別車両券(A)を発売する。
- 3 第31条第4項の規定は、特別車両券の発売に準用する。
- 4 団体旅客に対する特別車両券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
- 5 前各項の規定により特別車両券を発売する場合で、旅客会社線について旅客会社が別に定めるところにより割引の取扱いをするときは、割引の特別車両券を発売することがある。

#### 第36条 削除

#### 第7節 座席指定券の発売

##### (座席指定券の発売)

第37条 旅客が、関係旅客会社線区間と連絡会社線区間にまたがり直通運転する列車に乗車し、指定席を使用する場合は、乗車する日、駅、列車、旅客車、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定は、省略することがある。

2 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって発売する。この場合、第15条に規定する団体乗車券の購入期限までに、これを購入しなければならない。

##### (座席指定券を発売する列車及び運転区間)

第38条 座席指定券を発売する列車及びその運転区間その他は、別に定める。

(注)「別に定める」とは、そのつど定める季節列車等である。

#### 第39条 削除

#### 第8節 指定券の関連発売

##### (指定券の関連発売)

第40条 指定券の関連発売については、旅客規則第63条及び第64条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

##### 第63条 指定券の関連発売等

##### 第64条 指定券と他の乗車券類との関連発売







	京浜急行電鉄株式会社線	横浜、八丁畷
	相模鉄道株式会社線	横浜、羽沢横浜国大
ハ	名古屋市内	
	近畿日本鉄道株式会社	
	山田線、鳥羽線、名古屋線	名古屋
ニ	京都市内	
	京阪電気鉄道株式会社	
	中之島線、京阪本線、鴨東線、宇治線	東福寺
	近畿日本鉄道株式会社	
	奈良線、天理線、京都線	京都
	西日本ジェイアールバス株式会社	
	高雄・京北線	京都
ホ	大阪市内	
	京阪電気鉄道株式会社	
	中之島線、京阪本線、鴨東線、宇治線	京橋
	阪急電鉄株式会社	
	神戸本線、伊丹線、今津 線、宝塚本線、箕面線	大阪
	近畿日本鉄道株式会社	
	難波線、大阪線、信貴線、 山田線、奈良線、天理線	鶴橋
	南大阪線、長野線	天王寺
	阪神電気鉄道株式会社	
	本線	大阪、北新地
	南海電気鉄道株式会社	
	南海本線、高師浜線、 加太線、和歌山港線、 高野線、鋼索線	新今宮
	西日本ジェイアールバス株式会社	
	中国高速線	大阪、新大阪
ヘ	神戸市内	
	阪急電鉄株式会社	
	神戸本線、伊丹線、今津 線、宝塚本線、箕面線	三ノ宮
	阪神電気鉄道株式会社	
	本線、阪神なんば線	三ノ宮



(大人割引普通旅客運賃)

第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
    - イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額
    - ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額
  - (2) 旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合の大人片道割引普通旅客運賃は、次によつて計算した額とする。
    - イ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が同じときは、第 48 条第 1 号に定めるところによって計算した大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。
    - ロ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。
  - (3) 大人往復割引普通旅客運賃は、前各号の規定による大人片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によつて計算したものを併算した額とする。
    - イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定往復普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を第 1 号の規定によって処理した額
    - ロ その他の運輸機関については、第 1 号の規定によって計算した大人片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額
  - (4) 連続乗車する場合の大人割引普通旅客運賃は、各区間ごとに、第 1 号又は第 2 号の規定によって計算した運賃を合算した額とする。
- 2 前項の規定による大人割引普通旅客運賃の計算方は、一部の運輸機関又は同一運輸機関の一部区間にについてのみ割引の取扱いをする場合に準用する。

(小児普通旅客運賃)

第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、次によつて計算したものを併算した額とする。
  - イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額
  - ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端

数を 10 円に切り上げた額。ただし、JRいしかわ鉄道株式会社線にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。

また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社について  
は、その特定小児片道普通旅客運賃

- (2) 旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合の小児片道普通旅客運賃は、第 48 条第 1 号に定めるところによって計算した大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。
- (3) 小児往復普通旅客運賃は、前各号の規定によって算出した小児片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃又は特定小児往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によって計算したものと併算した額とする。
- イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定大人往復普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を第 1 号の規定によって処理した額
  - ロ 特定小児往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、イの規定にかかるらず、その特定小児往復普通旅客運賃
  - ハ その他の運輸機関については、第 1 号の規定によって算出した片道普通旅客運賃を 2 倍した額
- (4) 小児連続普通旅客運賃は、各区間ごとに、第 1 号又は第 2 号によって算出した運賃を合算した額とする。

(小児割引普通旅客運賃)

第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。

- (1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。
- イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額
  - ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、JRいしかわ鉄道株式会社線にあっては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額
- (2) 旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合の小児片道割引普通旅客運賃は、次によって計算した額とする。
- イ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が同じときは、第 51 条第 2 号に定めるところによって計算した小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。
  - ロ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする小児片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを









から割引額を控除したうえ、前号の規定に準じて計算する。

(3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃

大人及び小児各別に、前各号によって算出した額を合算する。

2 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

イ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が同じときは、第48条第1号に規定するところによって計算した大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

ロ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものと併算した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2) 小児団体旅客運賃

第51条第2号の規定に準じて計算した1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、前号の規定に準じて計算する。

(3) 大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃

大人及び小児各別に、前各号によって算出した額を合算する。

3 前各項第1号及び第2号の規定によって、1人当たり普通旅客運賃から割引額を控除する場合、同一運輸機関内の区間によって適用する割引率を異にするときは、同一割引率を適用するものごとに割引額を控除し、それぞれ10円未満の端数を処理したものを合算した額による。

4 第1項第1号及び第2項第1号の場合において、その構成人員のうちに割引率を異なるものがあるときは、その割引率を異なる人員ごとに各同号の規定を適用する。

(準用規定)

第65条 旅客規則第115条、第117条の規定は、この節に準用する。ただし、第117条の規定は、旅客会社線（JR自動車線区間を含む。）についてのみ準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第115条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金

第117条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロ又は運賃計算キロの通算

## 第5節 急行料金

(急行料金)

第66条 大人急行料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の大急行料金と当該連絡会社線区間の大急行料金を併算した額とする。ただし、第31条に定める直通運転する急行列車であつて旅客会社線区間又は当該連絡会社線区間のいずれかが普通列車となる場合の急行料金は、急行列車として運転する会社線の区間にに対する急行料金の額とする。

る。

(1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金

(2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金

2 第 34 条の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、前項に規定する大人特別急行料金について 5 割を低減した額とする。

3 小児急行料金は、次によって計算したものを併算した額とする。

(1) 旅客会社線区間 大人急行料金を折半し、端数整理した額

(2) 連絡会社線区間 連絡会社ごとに、大人急行料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、伊勢鉄道株式会社線、IRいしかわ鉄道株式会社線、のと鉄道株式会社線及び土佐くろしお鉄道株式会社線については、別に定める料金

4 第 34 条の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。

5 団体旅客に対する急行料金の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人急行料金

運輸機関ごとに、大人急行料金に旅客運賃収受人員を乗じ、これを合算する。

(2) 小児急行料金

旅客会社線については、大人急行料金を折半したうえ、端数整理をした額に、連絡会社線については、連絡会社ごとに大人急行料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（伊勢鉄道株式会社線、IRいしかわ鉄道株式会社線、のと鉄道株式会社線及び土佐くろしお鉄道株式会社線については、別に定める料金）に、それぞれ旅客運賃収受人員を乗じ、これを合算する。

6 第 33 条の 2 の規定により発売する割引の急行券に対する急行料金は、次の各号に定める額とする。

(1) 大人急行料金

旅客会社線区間の大人急行料金から割引額を控除し、端数整理した額と第 1 項第 2 号に規定する連絡会社線区間の大人急行料金を併算した額

(2) 小児急行料金

旅客会社線区間の小児急行料金から割引額を控除し、端数整理した額と第 3 項第 2 号に規定する連絡会社線区間の小児急行料金を併算した額

(注) 第 1 項第 2 号の「別に定める連絡会社線ごとに定める料金」並びに第 3 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の「別に定める料金」とは、規程別表に定めるものをいう。

(準用規定)

第 67 条 旅客規則第 127 条の規定は、その節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 127 条 立席区間と指定席区間にまたがる場合の特別急行料金

## 第6節 特別車両料金

### (特別車両料金)

第68条 特別車両料金は、次の各号に定める旅客会社線区間の特別車両料金と当該連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。

- (1) 旅客会社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した料金
- (2) 連絡会社線区間 別に連絡会社線ごとに定める料金

2 第35条第2項の規定により特別車両券(A)を発売する場合における前項各号の特別車両料金は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客会社線内又は連絡会社線1社内で、急行列車と普通列車とにまたがる場合  
当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金は、急行列車の特別車両の乗車区間にに対する特別車両料金(A)による。
- (2) 旅客会社線又は連絡会社線によって急行列車と普通列車との種別が異なる場合で、急行列車と普通列車とにまたがる場合は、次による。
  - イ 急行列車の乗車区間に 대해서は、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(A)による。
  - ロ 普通列車の乗車区間に 대해서は、当該旅客会社又は連絡会社の特別車両料金(B)による。

3 第35条第5項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、旅客会社線区間の特別車両料金から割引額を控除し、端数整理した額と第1項第2号に規定する連絡会社線区間の特別車両料金とを併算した額とする。

(注) 第1項第2号の「別に連絡会社線ごとに定める料金」とは、細則別表に定めるものをいう。

## 第69条 削除

### (準用規定)

第70条 旅客規則第133条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

## 第133条 団体旅客に対する特別車両料金

## 第7節 座席指定料金

### (座席指定料金)

第71条 大人座席指定料金は、旅客会社線区間及び連絡会社線区間を通じて旅客規則に定める旅客会社線区間の額とする。

- 2 小児座席指定料金は、大人座席指定料金を折半し、端数整理した額とする。
- 3 前各項にかかわらず、別に定めるところにより、座席指定料金を旅客会社線区間の座席指定料金と当該連絡会社線区間の座席指定料金とを併算した額とすることがある。

## 第72条 削除

(旅客会社線と伊豆急行株式会社線、富士山麓電気鉄道株式会社線、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線、井原鉄道株式会社線又は北越急行株式会社線とにまたがり直通運転する列車の座席指定料金)

第 72 条の 2 第 37 条及び第 38 条までの規定により座席指定券を発売する場合で、旅客会社線各駅と伊豆急行株式会社線各駅、富士山麓電気鉄道株式会社線各駅、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線各駅、井原鉄道株式会社線各駅又は北越急行株式会社線各駅との相互間発着となるときの座席指定料金は、第 71 条の規定にかかわらず次の各号に定める額とする。

(1) 大人座席指定料金

旅客規則に定める旅客会社線区間の座席指定料金と伊豆急行株式会社線区間、井原鉄道株式会社線区間又は北越急行株式会社線区間の座席指定料金 100 円（富士山麓電気鉄道株式会社線区間にあっては座席指定料金 200 円、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間にあっては座席指定料金 250 円）を併算した額

(2) 小児座席指定料金

旅客会社線区間の大人座席指定料金を折半し、端数整理した額と伊豆急行株式会社線区間、WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線区間又は北越急行株式会社線区間の大人座席指定料金を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（富士山麓電気鉄道株式会社線区間及び井原鉄道株式会社線区間にあっては大人座席指定料金と同額）を併算した額

(団体旅客に対する座席指定料金)

第 73 条 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

## 第 8 節 割引の料金

(割引の料金)

第 74 条 割引の料金は、第 50 条第 1 項第 1 号及び第 52 条第 1 項第 1 号の規定に準じて計算した額とする。

## 第4章 乗車券類の効力

### 第1節 乗車券の効力

(乗車券の有効期間)

第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

(イ) 一般の場合

a JR自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によって算定する。

b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとする。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、1日とする。

(-) JR自動車線以外の区間 a の規定により算定した期間

(二) JR自動車線区間 1日

(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合

東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。

a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線  
秩父鉄道株式会社線

わたらせ渓谷鐵道株式会社線

ひたちなか海浜鐵道株式会社線

関東鐵道株式会社線

真岡鐵道株式会社線

銚子電氣鐵道株式会社線

鹿島臨海鐵道株式会社線

小湊鐵道株式会社線

東葉高速鐵道株式会社線

新京成電鐵株式会社線

東武鐵道株式会社線

京成電鐵株式会社線

西武鐵道株式会社線

- 東京地下鉄株式会社線  
東京臨海高速鉄道株式会社線  
東京モノレール株式会社線  
小田急電鉄株式会社線  
京王電鉄株式会社線  
東急電鉄株式会社線  
京浜急行電鉄株式会社線  
相模鉄道株式会社線  
箱根登山鉄道株式会社線  
伊豆急行株式会社線  
富士山麓電気鉄道株式会社線  
アルピコ交通株式会社線  
伊豆箱根鉄道株式会社線
- b 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線  
近江鉄道株式会社  
本線、八日市線  
京阪電気鉄道株式会社  
中之島線、京阪本線、鴨東線、交野線、宇治線  
阪急電鉄株式会社  
神戸本線、今津線、宝塚本線、箕面線  
近畿日本鉄道株式会社線  
神戸電気鉄道株式会社  
有馬線、三田線、粟生線  
阪神電気鉄道株式会社  
本線、阪神なんば線  
南海電気鉄道株式会社  
南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、高野線、鋼索線  
信楽高原鐵道株式会社線
- c 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線  
福岡市交通局高速鉄道線  
平成筑豊鉄道株式会社線
- d 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線  
北越急行株式会社線  
えちごトキめき鉄道株式会社線
- e 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線  
仙台空港鉄道株式会社線

阿武隈急行鉄道株式会社線

山形鉄道株式会社線

ロ 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、旅客規則第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

ハ 連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券及び通学定期乗車券

1箇月、3箇月又は6箇月とする。

2 旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、前項第1号の規定にかかわらず、その最遠駅着のキロ程によって計算する。

(注)「旅客会社線大都市近郊区間」とは、旅客規則第156条第2号の大都市近郊区間をいう。

(途中下車)

第76条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再び列車等に乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める駅（連絡接続駅を除く。）においては、途中下車をすることができない。

(1) 全区間のキロ程が片道100キロメートルまでの区間にに対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車等の接続等で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合を除く。

(2) 第46条及び第47条の規定によって発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された発駅又は着駅と同一の特定都区市内又は東京山手線内の旅客会社線駅

(3) 前条第1項第1号イの(ロ)に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、その区間内の駅

(4) 自動車線区間の駅。ただし、運輸機関が指定した駅を除く。

(5) 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅

(注) 第46条又は第47条の規定によって発売した乗車券を使用する場合であっても、特定都区市内は東京山手線内にある旅客会社線駅に接続する連絡会社線の駅発又は着の乗車券による旅客は、その接続駅と同一の都区市内又は東京山手線内旅客会社線の順路内の駅で途中下車をすることができる。

(乗車区間の選択)

第 77 条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。

- (1) 旅客規則第 69 条第 1 項及び第 157 条第 1 項に規定する区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 同条に規定する区間又は経路
- (2) 第 75 条第 1 項第 1 号イの(ロ)に規定する区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近  
旅客会社線大都市近郊区間内の経路

(接続駅の選択)

第 78 条 西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互発着となる乗車券を所持する旅客は、三ノ宮駅又は元町駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。

(注) 「各駅」とは、細則別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。

(準用規定)

第 79 条 旅客規則第 147 条から第 153 条まで、第 155 条、第 158 条から第 161 条まで、第 164 条から第 168 条まで、第 170 条から第 174 条まで、第 176 条、第 182 条の 2 及び第 182 条の 3 の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 147 条 乗車券類の使用条件
- 第 148 条 乗車券類の効力の特例
- 第 149 条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類
- 第 150 条 不乗区間にに対する取扱い
- 第 151 条 有効期間の起算日
- 第 152 条 小児用乗車券類の効力の特例
- 第 153 条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方
- 第 155 条 繰続乗車
- 第 158 条 特定区間におけるう回乗車
- 第 159 条 特定区間を通過する場合のう回乗車
- 第 160 条 特定区間発着の場合のう回乗車
- 第 161 条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
- 第 164 条 改氏名の場合の定期乗車券の書替
- 第 165 条 乗車券が前途無効となる場合
- 第 166 条 前途無効となる乗車券の特例
- 第 167 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
- 第 168 条 定期乗車券が無効となる場合
- 第 170 条 通学定期乗車券等の効力
- 第 171 条 学生用割引乗車券等の効力

## 第 172 条 急行券の効力

第 172 条の 2 未指定特急券の効力

第 173 条 指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い

第 174 条 急行券が無効となる場合

第 176 条 指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

第 182 条の 2 座席指定券の効力

第 182 条の 3 座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い

## 第 2 節 特別車両券の効力

(特別車両券の効力)

第 80 条 指定席特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限って乗車することができる。

2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の 1 個の特別車両に、1 回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

3 第 68 条第 2 項第 1 号の規定により特別車両料金を計算した特別車両券(A)を所持する旅客は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。

## 第 5 章 乗車券類の様式

### 第 1 節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第 81 条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間（経路の表示を必要とする場合には、その経路）
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 臨時に発売する乗車券類その他特殊の乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

(字模様の印刷)

第 82 条 この章に規定する乗車券類には、その表面に、次の各号の 1 に該当する字模様を印刷する。

- (1) 旅客規則第 186 条に規定する字模様
- (2) 発行する連絡会社の社章又は社紋を表わす字模様

(3) 前2号に規定する字模様以外の字模様

(準用規定)

第83条 旅客規則第184条・第187条及び第188条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第184条 この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等

第187条 乗車券類の駅名等の表示方

第188条 旅客運賃・料金の割引等に対する表示

## 第2節 乗車券類の様式

(乗車券類の様式)

第84条 乗車券類の様式は、旅客規則第189条から第191条まで、第193条から第196条まで、第198条から第201条まで、第208条、第211条から第216条まで、第219条及び第222条から第223条までに規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあっては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を「**横浜**▶何々会社線何円区間」の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあっては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、旅客会社線の営業キロ地帯を「(東日本会社線何kmまで)」の例により表示する。

(注1) 連絡会社発売の乗車券類の発駅名には「小田急電鉄経由から」の例により連絡会社線の略号を附記する。ただし、「近鉄四日市」のように駅名に連絡会社名を冠記している場合には、連絡会社線の略号を附記することを省略することができる。

(注2) 連絡会社において発売する補充式乗車券の発区分記号の印刷は、これを省略する。

(注3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。

第189条 常備片道乗車券の様式

第190条 準常備片道乗車券の様式

第191条 補充片道乗車券の様式

第193条 常備往復乗車券の様式

第194条 準常備往復乗車券の様式

第195条 補充往復乗車券の様式

第196条 常備連続乗車券の様式

第198条 補充連続乗車券の様式

第199条 常備定期乗車券の様式

第200条 準常備定期乗車券の様式

第201条 補充定期乗車券の様式

第208条 団体乗車券の様式

第211条 常備急行券の様式

- 第 212 条 準常備急行券の様式
- 第 213 条 車内急行券の様式
- 第 214 条 常備特別車両券の様式
- 第 215 条 準常備特別車両券の様式
- 第 216 条 車内特別車両券の様式
- 第 219 条 常備座席指定券の様式
- 第 222 条 クーポン乗車券類の様式
- 第 222 条の 2 特殊共通券の様式
- 第 223 条 特殊指定共通券の様式

### 第 3 節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 85 条 特別補充券は、前節に規定する乗車券類として発行するほか、乗車変更の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般用
  - イ 駅用（出札補充券、改札補充券及び料金専用補充券）
  - ロ 車内用（車内補充券）
- (2) 特殊区間用

(準用規定)

第 86 条 旅客規則第 225 条、第 226 条及び第 227 条第 1 号イの(ロ)及び(ハ)の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 225 条 一般用特別補充券の様式
- 第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式
- 第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式

### 第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

(乗車券類の改札及び引渡し)

第 87 条 乗車券類の改札及び引渡しの取扱については、旅客規則第 228 条から第 230 条まで、第 231 条、第 233 条から第 235 条まで及び第 236 条の 2 の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

- 第 228 条 乗車券類の改札
- 第 229 条 乗車券類の引渡し
- 第 230 条 普通乗車券の改札及び引渡し
- 第 231 条 定期乗車券の改札及び引渡し

- 第 233 条 団体乗車券の改札及び引渡し
- 第 234 条 急行券の改札及び引渡し
- 第 235 条 特別車両券の改札及び引渡し
- 第 236 条の 3 座席指定券の改札及び引渡し

## 第 7 章 乗車変更の取扱い

### 第 1 節 通 則

#### (乗車変更等の取扱箇所)

- 第 87 条の 2 乗車変更その他この章及び次章に規定する取扱いは、別に定める場合を除き、  
原乗車券類等にかかる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅又は車船内において行う。  
ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。
- 2 前項の規定にかかるわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の  
駅員配置駅（原乗車券類等にかかる連絡運輸の取扱いを行う運輸機関の駅に限る。）に  
において取り扱う。

#### (乗車変更等における鉄道駅バリアフリー料金の取扱い)

- 第 87 条の 3 乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の払いもどしを行いう場合、鉄道駅バリアフリー料金は、当該旅客運賃に含まれるものとして取り扱う。
- 2 前項の規定によるほか、乗車変更その他この章に規定する取扱いにおいて旅客運賃の計算をする場合、第 41 条の 2 の規定により計算する。

#### (乗車変更の種類)

- 第 88 条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車船を必要とする場合に運輸機関が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合
  - 乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合
  - イ 区間変更
  - ロ 種類変更
  - ハ 指定券変更
  - ニ 団体乗車券変更

#### (乗車変更の取扱範囲)

- 第 89 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。  
ただし、次条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。
- 2 前項の場合で、区間変更の取扱いをするときで、非変更区間と変更区間とを通じた経路が旅客規則第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、この取扱いをしない。ただし、営業キロ、擬制キロ又は運賃計算

キロを打ち切る駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

- 3 前条第2号の規定による乗車変更をする場合、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線1社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うものとする。この場合、変更区間が、原扱いに關係ない第三運輸機関に及ぶものであるときは、第三運輸機関を乗車変更を開始する駅の属する運輸機関とみなして取り扱う。ただし、前条第2号の規定による乗車変更の取扱いは、原乗車券が連絡乗車券であって、変更後も連絡運輸となるとき、又は、原乗車券が旅客会社線若しくは連絡会社線内相互発着の乗車券であって、変更後連絡運輸となるとき（この反対の場合の取扱いを含む。）で連絡運輸上所定の運賃計算ができる場合に限る。
- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、変更後連絡運輸とならない場合であっても、その変更区間が旅客会社線内又は連絡会社線1社内のみに限られるものであるときは、当該旅客会社又は連絡会社において、その運輸機関の定めるところによって取り扱うことがある。

## 第2節 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い (乗車券類変更)

第90条 乗車券類変更の取扱いについては、旅客規則第248条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

### 第248条 乗車券類変更

## 第3節 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い (区間変更)

第91条 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車船する区間に對しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車船区間に對する旅客運賃を原乗車券に適用した割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (イ) 前項第1号に規定する場合は、変更区間にに対する普通旅客運賃を收受する。
- (ロ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間（変更区間が2区間以上あるときで、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と原乗車券の不乗車船区間にに対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。
- ロ イの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間にに対するすでに收受した旅客運賃と実際の乗車船区間にに対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を收受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車船する区間に對しても適用のあるものであるときは、実際の乗車船区間にに対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。
- (イ) 第75条第1項第1号イ(ロ)に規定する区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内の駅に区間変更の取扱いをするとき。
- (ロ) 片道の乗車区間のキロ程が100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。
- (2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券  
原乗車券類に対するすでに收受した料金と実際の乗車区間のキロ程又は同区間にに対する料金を比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをしない。

(学生割引乗車券による区間変更の特例)

第92条 学生割引の取扱いをした乗車券に対して前条第1項第2号及び第3号に規定する区間変更の取扱いをする場合は、前条第2項第1号イ(ロ)の規定にかかわらず、変更区間にに対する普通旅客運賃と原乗車券の変更開始駅以後の不乗車船区間にに対する割引普通旅客運賃（原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃）とを比較し、不足額を收受し、過剰額は払いもどしをしない。

(連絡会社線の駅を発駅とする普通乗車券による区間変更の特例)

第92条の2 連絡会社線の駅を発駅とし、旅客会社線の駅を着駅とする原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）に対して、旅客会社線内において第91条第2項第1号ロ(イ)又は同(ロ)の取扱いを行う場合で、変更区間が旅客会社線内のみ又は第1条第2項に規定する区間となるときは、連絡会社線と旅客会社線の接続駅を原乗車券の発駅とみなし、区間変更として取り扱う。

2 前項の規定は、変更後連絡運輸とならない場合であっても、連絡会社線と旅客会社線の接続駅から変更後の着駅までの区間が旅客会社線内のみ又は第1条第2項に規定する区間となるときに準用する。

(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかる特例)

第92条の3 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を

通じた区間が、第1条第2項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合

変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間にに対する片道普通旅客運賃を收受する。

(2) 前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車船区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後の旅客会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と連絡会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに收受した旅客運賃を差し引いた額を收受するものとする。ただし、原乗車券が、旅客会社線内相互発着のものであって、営業キロが100キロメートルを超えるもの（東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となる場合を除く。）である場合は、原乗車券の着駅から接続駅までの旅客会社線の普通旅客運賃、連絡会社線の普通旅客運賃及び接続駅から着駅までの旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額を收受するものとする。

2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第1条第2項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 原乗車券が、第43条の規定を適用したものである場合

変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間にに対する片道普通旅客運賃を收受する。

(2) 前号以外の場合

非変更区間と変更区間を通じた全乗車区間について第43条の規定を適用しないものとし、区間変更として前後のしなの鉄道株式会社線区間ごとに算出した普通旅客運賃と旅客会社線の普通旅客運賃とを合算した額からすでに收受した旅客運賃を差し引いた額を收受するものとする。

(種類変更)

第93条 種類変更の取扱いについては、旅客規則第251条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第251条 種類変更

(指定券変更)

第94条 指定券変更の取扱いについては、旅客規則第252条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第252条 指定券変更

(団体乗車券変更)

第95条 団体乗車券変更の取扱いについては、旅客規則第253条の規定を準用する。

(注1) この取扱いの範囲は、第89条(注)に準ずる。

(注2) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

#### 第253条 団体乗車券変更

(準用規定)

第96条 旅客規則第237条の3から第240条まで、第243条、第244条、第245条から第247条まで及び第250条の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

##### 第237条の3 手数料の収受

##### 第238条 払いもどし請求権行使の期限

##### 第239条 旅客運賃・料金の払いもどしをする場合の限度額

##### 第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額

##### 第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

##### 第244条 指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等

##### 第245条 繰続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止

##### 第246条 乗車変更の取扱をした場合の乗車券類の有効期間

##### 第247条 別途乗車

##### 第250条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方

### 第8章 旅客の特殊取扱い

(乗車券類の無札及び無効)

第97条 乗車券類の無札及び無効の場合の取扱いについては、旅客規則第264条、第265

条第1項、第266条及び第267条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

##### 第264条 乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受

##### 第265条 定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・料金の収受

##### 第266条 乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方

##### 第267条 急行券等の無札及び不正使用の旅客に対する急行料金・増料金等の収受

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

第98条 乗車券類紛失の場合の取扱いについては、旅客規則第268条から第270条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

##### 第268条 乗車券類紛失の場合の取扱方

##### 第269条 再収受した旅客運賃・料金の払いもどし

## 第 270 条 団体乗車券紛失の場合の取扱方

(任意による旅行のとりやめ)

第 99 条 旅客が任意に旅行をとりやめた場合の取扱いについては、旅客規則第 271 条から

第 275 条まで及び第 277 条から第 280 条までの規定を準用する。

(注 1) 旅客規則第 274 条の規定により乗車船しない区間のキロ程を計算する場合は、各運輸機関のキロ程を合算したものによる。

(注 2) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 271 条 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし

第 272 条 使用開始前の定期旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし

第 273 条 指定券に対する料金の払いもどし

第 273 条の 2 旅行開始前の団体旅客運賃・料金の払いもどし

第 274 条 旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし

第 275 条 不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合

第 277 条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 278 条 旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし

第 279 条 傷い疾病等の場合の証明

第 280 条 有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例

(列車等の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 100 条 列車等の運行不能・遅延等が発生した場合の取扱いについては、旅客規則第 282

条から第 283 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 282 条 列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方

第 282 条の 2 旅行中止等による旅客運賃・料金の払いもどし

第 283 条 有効期間の延長

(列車等が運行不能・遅延の場合における無賃送還等の取扱方)

第 101 条 列車等が、運行不能・遅延等の場合における旅客の無賃送還及び旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いについては、旅客規則第 284 条の規定を準用する。ただし、無賃送還及び旅客運賃の払いもどしについては、その事実が発生した旅客会社線内又は連絡会社線内に限る。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 284 条 無賃送還の取扱方

(運行不能の場合における他経路乗車船の取扱方)

第 102 条 列車等が、運行不能となつた場合における他経路乗車船の取扱いについては、旅客規則第 285 条の規定を準用する。ただし、その乗車区間が他の運輸機関に關係する場合は、運輸上支障のない場合に限る。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

#### 第 285 条 他経路乗車の取扱方

(誤乗区間の無賃送還)

第 103 条 旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車船した場合の取扱いについては、旅客規則第 291 条及び第 292 条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

#### 第 291 条 誤乗区間の無賃送還

#### 第 292 条 誤乗区間無賃送還の取扱方

(乗車券類誤購入の場合の取扱方)

第 104 条 旅客が、誤って希望する乗車券、急行券又は特別車両券と異なる乗車券、急行券又は特別車両券を購入した場合の取扱いについては、旅客規則第 293 条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

#### 第 293 条 乗車券類の誤購入の場合の取扱方

(準用規定)

第 105 条 旅客規則第 261 条から第 263 条まで、第 286 条から第 289 条まで、第 290 条の 2 及び第 290 条の 3 の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

#### 第 261 条 旅客運賃・料金の払いもどしに伴う割引証等の返還

#### 第 262 条 乗車変更等の手数料の払いもどし

#### 第 263 条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合

#### 第 286 条 旅客運賃・料金の払いもどし駅

#### 第 287 条 不乗区間の別途旅行の取扱方

#### 第 288 条 定期乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

#### 第 289 条 急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方

#### 第 290 条の 2 満員等による特別車両料金の払いもどし

#### 第 290 条の 3 運行不能・遅延等の場合のその他の請求

## 第 9 章 旅客会社線急行券等の発売

(連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社急行券等の発売)

第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第 18 条第 2 号から第 6 号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。

(注) 「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱細則（平成 2 年 10 月當達第 22

号) 第 44 条付表 3 に掲げるものをいう。

(連絡会社線の連絡取扱駅で発売する旅客会社急行券等の取扱方)

第 107 条 前条の規定により発売する旅客会社急行券等の取扱方については、旅客規則の定めるところによる。

## 第 10 章 乗車券類の委託発売

(乗車券類の委託発売)

第 108 条 連絡乗車券類の委託発売については、当社の定める乗車券類委託販売規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 7 号）による。

## 第 11 章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 109 条 旅客は、次条又は第 111 条に規定するところにより、その携行する物品を手回り品として車船内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第 307 条第 1 項ただし書に規定する物品は、車船内に持ち込むことができない。

(注) 旅客規則別表第 4 号に定める適用除外の物品及び旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

2 旅客規則第 307 条第 1 項ただし書第 1 号又は第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は旅客規則第 282 条第 1 項第 1 号イ、ロ及びハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第 110 条 無料手回り品の範囲等については、旅客規則第 308 条及び第 308 条の 2 の規定を準用する。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第111条 鉄道・航路区間における旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獸及びヘビの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、旅客規則第308条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、鉄道・航路区間と自動車区間とを各別に運輸機関の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車船内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。）は、鉄道・航路区間を通じ、旅客の1回の乗車船ごとに、1個について290円とする。

（注）有料手回り品の持込区間が、鉄道・航路区間の間に自動車線区間を介在するときは、前後の鉄道・航路区間は各別に普通手回り品料金を收受する。

(準用規定)

第112条 旅客規則第310条から第314条まで及び第316条の規定は、この章に準用する。

（注）準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第310条 普通手回り品切符

第311条 普通手回り品切符の効力等

第311条の2 持込手数料に係る証票

第312条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置

第313条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置

第314条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置

第316条 準用規定

(201) 青い森鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線 盛岡・目時間	東北本線 盛岡	片、往、団、急	
	東日本旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線 好摩・目時間	花輪線 好摩	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線	八戸線 八戸	片、往、勤定、学定、団、急	
	同	大湊線 野辺地	同	
	同	奥羽本線 青森	同	

(201)の2 I G R いわて銀河鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
I G R いわて銀河鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	東北本線 盛岡	片、往、勤定、学定、団、急	
	同	花輪線 好摩	同	
	東日本旅客会社線及び青い森鉄道線 八戸・目時間	八戸線 八戸	同	
	東日本旅客会社線及び青い森鉄道線 野辺地・目時間	大湊線 野辺地	片、往、団、急	
	東日本旅客会社線及び青い森鉄道線 青森・目時間	奥羽本線 青森	同	

(214) えちごトキめき鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
えちごトキめき鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	北陸新幹線 上越妙高	片、往、団	
	同	信越本線 直江津	片、往、勤定、学定、団、急	
	同	大糸線 糸魚川	片、往、勤定、学定、団	
	東日本旅客会社線及びしなの鉄道会社線 長野・妙高高原間	信越本線 長野	片、往、団	

## (215) 北越急行株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
北越急行株式会社線	東日本・東海旅客会社線	上越線 六日町 飯山線 十日町 信越本線 犀潟	片、往、続、勤定、学定、団、急、 特車、座 同 同	
	同			
	同			

## (236) 小田急電鉄株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
小田急電鉄株式会社 小田原線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定	
	同	同	同	
	東日本旅客会社線	小田原		
	東海旅客会社線	山手線 新宿	片、勤定、学定	
	東日本旅客会社線	同	勤定、学定	
	東海旅客会社線	南武線 登戸	片、勤定、学定	
	東日本・東海旅客会社線	同 横浜線 町田	勤定、学定	
	東日本旅客会社線	相模線 厚木	片、勤定、学定	
	東海旅客会社線	同 厚木	勤定・学定	
	東日本・東海旅客会社線	同 御殿場線 松田	勤定、学定	
	東日本旅客会社線	同 松田	勤定、学定	
	東海旅客会社線	松田	片、往、続、勤定、学定、団、急、 特車	急行券、特別車両券は 東日本旅客会社線の 各駅では発売しない。
多摩線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定	
	同	同	同	
	同	小田原	同	
	同	山手線 新宿	同	
	同	南武線 登戸	同	
	同	横浜線 町田	同	
	同	相模線 厚木	同	
	同	同 海老名	同	

	東海旅客会社線	御殿場線 松田	片、往、続、団、急、特車	急行券、特別車両券は 東日本旅客会社線の 各駅では発売しない。
江ノ島線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 藤沢	勤定、学定	
	同	同	同	
	同	小田原 山手線	同	
	同	新宿	同	
	同	南武線 登戸	同	
	同	横浜線 町田	同	
	東日本旅客会社線	相模線 厚木	片、勤定、学定	
	東海旅客会社線	同 厚木	勤定、学定	
	東日本・東海旅客会社線	海老名	勤定、学定	
	東海旅客会社線	御殿場線 松田	片、往、団、急、特車	急行券、特別車両券は 東日本旅客会社線の 各駅では発売しない。
小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線 明治神宮前・代々木上原間	山手線 原宿	勤定、学定	
	新御茶ノ水・代々木上原間	中央本線 御茶ノ水	同	
	上野・代々木上原間	東北本線 上野	同	
	西日暮里・代々木上原間	同 西日暮里	同	
	北千住・代々木上原間	常磐線 北千住	同	
	西船橋・代々木上原間	総武本線 西船橋	同	
	八丁堀・代々木上原間	京葉線 八丁堀	同	
	新木場・代々木上原間	同 新木場	同	
	多摩都市モノレール線 立川南・多摩センター間	中央本線 立川	同	
	立川北・多摩センター間	同 立川	同	
	京王電鉄線 渋谷・下北沢間	山手線 渋谷	同	
	吉祥寺・下北沢間	中央本線 吉祥寺	同	
	高尾・下北沢間	同 高尾	同	
	京王稻田堤・新宿間	南武線 稻田堤	同	

	京王稻田堤・下北沢間	同 稲田堤	同	
	京王稻田堤・京王永山間	同 稲田堤	同	
	京王稻田堤・京王多摩センター間	同 稲田堤	同	
	分倍河原・新宿間	同 分倍河原	同	
	分倍河原・下北沢間	同 分倍河原	同	
	橋本・新宿間	横浜線 橋本	同	
	橋本・下北沢間	同 橋本	同	
	橋本・京王永山間	同 橋本	同	
	橋本・京王多摩センター間	同 橋本	同	
	東急電鉄線 渋谷・中央林間間	山手線 渋谷	同	
	溝の口・中央林間間	南武線 武藏溝ノ口	同	
	長津田・中央林間間	横浜線 長津田	同	
全線	相模鉄道線 横浜・大和間	東海道本線 横浜	同	
	横浜・海老名間	同 横浜	同	
	横浜・湘南台間	同 横浜	同	
	海老名・大和間	相模線 海老名	同	
	羽沢横浜国大・大和間	東海道本線 羽沢横浜国大	同	
	羽沢横浜国大・海老名間	同 羽沢横浜国大	同	
	羽沢横浜国大・湘南台間	同 羽沢横浜国大	同	
	新横浜・大和間	横浜線 新横浜	同	
	新横浜・海老名間	同 新横浜	同	
	新横浜・湘南台間	同 新横浜	同	
	横浜地下高速電車線 横浜・湘南台間	東海道本線 横浜	同	
	戸塚・湘南台間	戸塚	同	





(310) 明知鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
明知鉄道株式会社線		中央本線 恵那	片、往、勤定、学定、団	

(311) 伊勢鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
伊勢鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線 同	関西本線 河原田 紀勢本線 津	片、往、続、勤定、学定、団、急 同	

(401) 富山地方鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
富山地方鉄道株式会社 本線	東日本・東海・西日本旅客会社線	高山本線 富山	片、往、団	
	同	北陸新幹線 黒部宇奈月温泉	同	
立山線	同	高山本線 富山	同	

(402) あいの風とやま鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
あいの風とやま鉄道株式会社	東日本・東海・西日本旅客会社線	城端線・氷見線 高岡	片、往、勤定、学定、団	
	同	高山本線 富山	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線及びIRいしかわ鉄道線金沢・俱利伽羅間	北陸本線 金沢	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線及びIRいしかわ鉄道線津幡・俱利伽羅間	七尾線 津幡	同	

(403) IRいしかわ鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
IRいしかわ鉄道株式会社 線	東日本・東海・西日本旅客会社線	北陸本線 金沢	片、往、続、勤定、学定、団、急	
	同	七尾線 津幡	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線及びあいの風とやま鉄道線高岡・俱利伽羅間	城端線・氷見線 高岡	片、往、勤定、学定、団	
		高山本線		

東日本・東海・西日本旅客会社線及びいの風とやま鉄道線富山・倶利伽羅間	富山	同	
------------------------------------	----	---	--

(405)の2のと鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
のと鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	七尾線 和倉温泉	片、往、続、勤定、学定、団、急	七尾発又は着となる連絡運輸の乗車券は発売しない。

(409) 近畿日本鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
近畿日本鉄道株式会社	東海旅客会社線	東海道本線 名古屋	片、往、続、勤定、学定	
難波線	西日本旅客会社線	同 京都	片、勤定、学定	
大阪線	同	大阪環状線 鶴橋	同	
信貴線	東海旅客会社線	関西本線 桑名	勤定、学定	
山田線	同	同 柏原	片、勤定、学定	
鳥羽線	西日本旅客会社線	同 天王寺	同	
名古屋線	同	紀勢本線 津	片、往、続、勤定、学定	
湯の山線	東海旅客会社線	同 同	勤定、学定	
鈴鹿線	西日本旅客会社線	同 松阪	片、往、続、勤定、学定	
奈良線	同	参宮線 伊勢市	同	
けいはんな線	東海旅客会社線	桜井線 桜井	勤定、学定	
天理線	同	和歌山線 吉野口	片、勤定、学定	
京都線	西日本旅客会社線	関西本線 王寺	同	
橿原線	同	同	勤定、学定	
吉野線	同	同	同	
南大阪線	東海旅客会社線	同	勤定、学定	
長野線	同	同	片、往、続、勤定、学定	
道明寺線	西日本旅客会社線	同	同	
御所線	同	同	同	
生駒線	同	同	同	
田原本線	同	同	勤定、学定	

(注) 往復乗車券、連続乗車券は近畿日本鉄道株式会社線の各駅及び新宮駅では発売しない。

(419)の2 WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)線	東日本・東海・西日本旅客会社線	山陰本線 福知山	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車、座	
	同	同 豊岡	同	
	同	舞鶴線 西舞鶴	同	

## (421) 智頭急行株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
智頭急行株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	山陽本線 上郡	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車	
	同	姫新線 佐用	同	
	同	因美線 智頭	同	

## (501) の 2 土佐くろしお鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
土佐くろしお鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本・四国旅客会社線	土讃線 窪川	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車	
	同	予土線 若井	片、往、続、勤定、学定、団	
	東海・西日本・四国旅客会社線	土讃線 後免	片、往、続、勤定、学定、団、急、特車	

## (601) 福岡市交通局高速鉄道線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
福岡市交通局高速鉄道線	東海・西日本・九州旅客会社線	鹿児島本線 博多 筑肥線 姪浜	片、往、勤定、学定、団	往は通過連絡に限る。 同